

## DSC-AOS-USB データ物理破壊証明書ソフトウェアアプリケーション使用許諾契約

日東ホルカム株式会社

お客様（以下「甲」）は、「データ物理破壊証明書アプリケーション使用許諾契約」（以下「本契約」）の内容に同意した場合に限り、DSC-AOS-USB データ物理破壊証明書発行アプリケーションソフト（以下「アプリ」）を使用できます。なお、アプリのダウンロードをもって甲は本契約に同意したものとし本契約は効力を生じます。

### （使用許諾）

1. 日東ホルカム株式会社（以下「乙」）は、甲に、アプリを乙所定の対応端末にダウンロードして使用する権利を非独占的に許諾します。なお、アプリの使用で生じる通信費用等の一切の費用は甲が負担します。

### （禁止事項）

2. (1) 甲は、アプリを使用するに当たり以下の行為を禁止します。  
また、第三者に以下の行為をさせることも禁止します。
- ① アプリの全部又は一部の複製、変更、修正、改変又は翻案する行為（第三者にかかる行為をさせることも含む）
  - ② 逆コンパイル、逆アセンブルその他リバースエンジニアリング等の行為（第三者にかかる行為をさせることも含む）
  - ③ 使用許諾、譲渡、販売、頒布、リース、貸与その他の方法により、第三者にアプリを使用させる行為
  - ④ アプリにより利用できるコンテンツを改ざん又は消去する行為
  - ⑤ アプリの使用目的を超えて利用する行為
- (2) 甲は、アプリを使用するに当たり以下の行為を禁止します。また、第三者に以下の行為を禁止します。
- ① 乙又はアプリの知的財産権等を有する第三者（以下「乙等」）若しくはアプリの信頼を毀損する行為
  - ② 他者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為
  - ③ 他者の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為
  - ④ 他者を差別し若しくは誹謗中傷し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - ⑤ 他者になりすましてアプリを利用する行為
  - ⑥ ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為
  - ⑦ 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為
  - ⑧ 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待に当たり若しくは公序良俗に反する画像、文書等を送信又は掲載する行為

- ⑨無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘する行為
- ⑩無限連鎖講を開設し又は加入を勧誘する行為
- ⑪詐欺罪等の刑事犯罪に関連する行為
- ⑫法令、条例等に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為
- ⑬前各号の趣旨に照らし乙等が不相当と判断した行為

(利用者情報の取扱い)

3. 甲が乙の提供する物理破壊証明書発行サービスを利用する場合、乙は、甲がアプリを用するに当たり以下各号の利用者情報を提供する。
- ①利用者の氏名又は名称、連絡先等
  - ②アプリの提供媒体（U S B）に記載のシリアル番号

(乙の免責)

4. 破壊証明書ソフトアプリは現状有姿で提供され、乙等は、甲へのアプリの提供に際し明示又は黙示を問わず、法律上の契約不適合のないこと、正確性、有用性、商品性及び特定目的適合性並びに第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権の知的財産権その他の権利（以下「知的財産権等」）及び営業秘密等の非侵害性を含むがこれに限定されない一切の保証を供しません。
- また、甲によるアプリの使用又はその終了及びその結果に伴う全ての責任は甲の負担となります。乙等は、アプリの使用又は使用不能を含みますがこれに限定されない、甲へのアプリの提供に関して生ずるいかなる損害についても、一切責任を負いません。

(輸出等の処置)

5. 甲が破壊証明書ソフトアプリの全部若しくは一部を単独で又は他の製品と組合せ若しくは他の製品の一部として直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをする場合、甲は、外国為替及び外国貿易法の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認の上必要な手続をとります。
- ①輸出するとき。
  - ②海外へ持出すとき。
  - ③非居住者へ提供し又は使用させるとき。
  - ④前3号に定めるほか、外国為替及び外国貿易法又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

(本契約の変更・終了)

6. (1) 乙は、甲の了承を得ることなくいつでも本契約を変更又は終了できます。この場合、乙は、本契約の変更又は終了の旨を乙のホームページに掲載し又はこれと同

等の方法で甲に周知し当該いずれかの方法の周知の開始の時をもって本契約を変更又は終了します。

(2) 甲が本契約に違反した場合、乙は通知その他手続を要さず本契約を解除し甲のデータ物理破壊証明書ソフトアプリの使用を終了できます。

(3) 甲は、データ物理破壊証明書ソフトアプリをアンインストール又は対応端末の初期化をすることで本契約を終了し、アプリの使用を終了できます。

(本契約終了時の取扱い)

7. 本契約が終了した場合、甲は破壊証明書ソフトアプリを使用できません。また、甲は対応端末から破壊証明書ソフトアプリを速やかにアンインストール又は対応端末の初期化をします。

(暴力団等の排除)

8. 甲が現時点・将来に渡り自己が次の各号のいずれかに該当した場合、乙は、通知その他手続を要さず本契約を解除できます。また、乙は、損害の賠償を甲に請求できますが、甲に生じた損害の賠償義務を負いません。

- ①暴力団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」）である又は反社会的勢力であったこと
- ②反社会的勢力が経営を支配していること
- ③代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること
- ④自己又は第三者の不正利益を図る目的等で反社会的勢力を利用していると認められる関係を持つこと
- ⑤反社会的勢力に資金等を提供又は便宜を図る等、利益を供与していると認められる関係を有すること
- ⑥反社会的勢力と交際すること
- ⑦暴力的又は法的な責任を超えた要求行為を行うこと
- ⑧取引に関して脅迫的な言動をする又は暴力を用いる行為を行うこと
- ⑨風説を流布又は偽計若しくは威力を用い、相手方の信用を毀損又は業務を妨害すること

(存続条項)

9. 本契約が終了した場合でも、第2条から第5条まで、第7条、第8条及び第10条の規定は有効に存続します。

(準拠法・紛争解決)

10. (合意管轄) 本契約に関する一切の紛争は、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を

第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

－以上－

この契約書に関してご不明な点がございましたら、下記宛に書面又は E メールにてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

〒297-0029 千葉県茂原市高師 585 番地 日東ホルカム株式会社 担当：唐鎌益男

E-mail: karakama@nittoh-horukamu.com

本「アプリケーション使用許諾契約」を承諾します。

令和 年 月 日

甲

印